



東日本大震災の被災地の皆様に
お悔やみ、お見舞い申し上げます
みんなでがんばろうニッポン

特定非営利活動法人

大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

平成 23 年度通常総会 議案書

開催日 平成 23 年 5 月 28 日 (土)

15 時 00 分 ~ 17 時 00 分

会 場 新大阪丸ビル本館 403 号室

平成 23 年度通常総会次第

1. 開会のことば（理事）

東日本大震災犠牲者、故弘原海清前理事長にたいする黙祷

2. 理事長代行あいさつ

3. 議長の選出（定款第 26 条）

定款第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

4. 定足数の確認（定款第 27 条）

定款第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

5. 議事録署名人の任命（定款第 30 条第 2 項）

定款第 30 条第 2 項 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

6. 書記の任命

7. 議事

第 1 号議案 平成 22 年度事業報告、収支報告、監査報告の承認を求める件

第 2 号議案 平成 23 年度事業計画案ならびに収支予算案の承認を求める件

第 3 号議案 役員改選の件

第 4 号議案 定款改正の件

第 5 号議案 東日本大震災にともなう年会費免除の件

第 6 号議案 その他

8. 書記および議長の解任

9. 閉会のことば（理事）

第 1 号議案 平成 22 年度事業報告、収支報告、監査報告の承認を求める件

定款第 23 条第 5 号にもとづき、平成 22 年度事業報告、収支報告ならびに監査報告の承認を求めます。

事 業 報 告 書

(第 7 期)

自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 23 年 3 月 31 日

特・大気イオン地震予測研究会
兵庫県川西市緑台 5-1-43

平成 22 年度事業報告書

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

1 事業の成果

本法人の事業のうち、成立 7 年目である本年度では、前年度に引き続き大気イオン濃度測定点の維持・管理ならびに新規測定点の増設を行った。本年度は、コムシステム株式会社製大気イオン濃度測定器による正規測定点を 2 か所増設し 7 か所、独自開発の大気イオン濃度測定器による補助測定点も 2 か所増設し 10 か所となり、正規・補助あわせて全国 10 か所で大気イオン濃度を測定した(第 1 表による)。これらの大気イオン濃度測定点より、オンラインデータ収集を行い、大気イオンデータでその発生源が推定可能かどうかを検討している。その他、研究会会員には測定情報のオンライン配信を行っている。

また、本法人の目的を達成するため、関心を示す学会・研究会・市民サークル等で講演活動を行ったほか、本法人の活動の啓発に資するマスメディアへの取材協力は積極的に実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
大気イオン濃度測定器研究開発事業	環境大気中のイオン濃度を正確に測定でき、なおかつ一括送信できるシステムを開発、改良	随時	東京都昭島市松原町・コムシステム株式会社、岡山市北区理大町・岡山理科大学工学部	8名	大気イオン地震予測研究会に 関心のある者 不特定多数	321
全国的な大気イオン濃度測定事業	大気イオン濃度測定器を地震発生が予想される地域に新たに設置・測定	随時	第1表参照	45名	大気イオン地震予測研究会に 関心があり協 力してくれる 者不特定多数	14
測定データのオンライン収集・処理・配信事業	各地の大気イオン測定器データをインターネットで収集し、その測定データと過去のデータから発生源が推定可能であるかの検討およびインターネット上での公開	随時	大阪市西区江戸堀・本法人大阪事務所	24名	大気イオン地震予測研究会 e-PISCOの会 員およびデ ータ提供を希 望する者不 特定多数	381

研究成果の普及啓発事業(大気イオン地震予測研究会 e-PISCO講演会)	大気イオンと地震との関係についてこれまでの研究成果を発表すると共に、大気イオン測定的重要性を述べ、測定器の普及に努めた。	平成22年 6月1日	和歌山市・ア バローム紀の 国	2名	大気イオン地 震予測研究会 e-PISCO講演 参加者	0
研究成果の普及啓発事業(大気イオン地震予測研究会 e-PISCO出版物)	大気イオンと地震前兆現象と地震との関係についてこれまでの成果を著書にした。	随時	兵庫県川西市 緑台・本法人 川西事務所	1名	出版物(約1万 部発行予定) の読者不特定 多数	0

第1表 全国的な大気イオン濃度測定事業の実施日時および実施場所

実施日時	実施場所	(測定点種)
随時	兵庫県川西市緑台・本法人川西事務所	正規
随時	京都府木津川市兜台・積水ハウス株式会社総合住宅研究所	正規
随時	長野県松本市白板・信州建築構造協会(有限会社 A&A 構造研究所)	正規
随時	静岡県沼津市宮本・富士通株式会社沼津工場	正規
随時	神奈川県厚木市下荻野・神奈川工科大学工学部機械工学科	正規
平成22年5月3日～	高知県香美市土佐山田町宮ノ口・高知工科大学ナノデバイス研究所	正規
平成22年6月18日～	金沢市観法寺町・信州建築構造協会(株式会社フレスコヴォ)	正規
随時	宮崎市学園木花台西・宮崎大学工学部電気電子工学科	補助
随時	徳島市南常三島・徳島大学工学部工学基礎教育センター	補助
随時	岡山市北区理大町・岡山理科大学理学部応用物理学科	補助
随時	兵庫県南あわじ市阿万西町・出田鐵工株式会社	補助
随時	長野県飯田市滝の沢・信州建築構造協会	補助
随時	静岡市清水区草薙・株式会社渡邊工務店	補助
随時	栃木県小山市若木町・協力者個人宅	補助
随時	北海道音更町共栄台西・株式会社北開水工コンサルタント	補助
平成22年5月21日～	岩手県金ケ崎町西根森山・株式会社富士通ファシリティーズ・エンジニアリング岩手事業所	補助
平成22年7月15日～	札幌市西区山の手七条・山の手博物館	補助

3 参考事項

(1) 理事会

本年度、理事会を2度開催(第9回=22年6月5日、大阪北区、大阪市立大学文化交流センター、第10回=23年1月15日、大阪淀川区・サムティフェイム新大阪)し、本法人の運営について活発な議論を行った。また、理事会は電子メールによるメーリングリストを用いて、全国の測定点管理者を交えた活発な議論を行った。平成22年度は517通のメールをやり取りした。

(2) 会員の現況

本年度末の会員数は次のとおりである。

○会員種別

会員種別	正会員	正会員(学生・65歳以上)	賛助会員	合計
平成22年度末会員数	206	—	4	210
平成21年度末会員数	197	73	6	276
平成20年度末会員数	146	77	7	230
平成19年度末会員数	150	79	7	236
平成18年度末会員数	146	86	7	238
平成17年度末会員数	125	78	7	210
平成16年度末会員数	85	63	3	151

※平成22年度より、「正会員(学生・65歳以上)」は「正会員」に統合された。

○都道府県別

北海道	1	青森	0	岩手	1	宮城	2	秋田	1
山形	0	福島	0	茨城	4	栃木	0	群馬	0
埼玉	4	千葉	10	東京	42	神奈川	20	新潟	0
富山	0	石川	0	福井	0	山梨	0	長野	3
岐阜	1	静岡	14	愛知	14	三重	2	滋賀	0
京都	4	大阪	36	兵庫	26	奈良	3	和歌山	0
鳥取	1	島根	2	岡山	5	広島	2	山口	2
徳島	5	香川	0	愛媛	0	高知	2	福岡	1
佐賀	0	長崎	0	熊本	2	大分	0	宮崎	0
鹿児島	0	沖縄	0						

(3) 活動記録

月日	活動記録
04/25	EX テレビ朝日系全国ネット番組「サンデープレゼント 松岡修造 presents いまホンキで聞きたいコト！」に弘原海理事長が論客としてスタジオ出演し、地震前兆現象について解説
05/03	高知・香美測定点を設置
05/21	岩手・金ケ崎町補助測定点を設置
06/01	和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会第9回総会で弘原海理事長が講演(和歌山市・アパローム紀の国)。演題は「東南海・南海地震の予知戦略」
06/05	第9回理事会および平成22年度通常総会を開催(大阪北区・大阪市立大学文化交流センター)
06/14	「週刊大衆」(双葉社)の記事「ビックリ調査 動物たちの『地震予知能力』実力くらべ」で弘原海理事長が宏観異常現象について解説
06/18	金沢測定点を設置
10/15	平成22年度神奈川県ものづくり技術交流会で発表(神奈川県海老名市・神奈川県産業技術センター) 「地震発生前の各種異常に関する研究」(矢田直之・三浦啓太・鈴木光一郎)
11/02	「週刊女性」(主婦と生活社)の記事「駿河湾地震 中越地震 前兆をとらえた地震予測学者が警鐘！年内に兵庫大地震が来る!!」で弘原海理事長と矢田副理事長が関西の大気イオン濃度異常について解説
12/01	役員、測定点管理者による予測手法検討会を開催(大阪北区・大阪市立大学文化交流センター)
01/01	社団法人長野県建築士事務所協会会報誌「しなの」2011年1月号に、長野・飯田補助測定点の西沢潔管理者(信州建築構造協会・有限会社西沢構造設計事務所代表取締役)が「地震予知に対する挑戦」を寄稿
01/03	弘原海理事長が兵庫川西市の自宅で逝去。享年80(満78歳)
01/03	弘原海理事長逝去にともない、矢田副理事長が理事長代行に就任
01/04	故弘原海理事長の前夜式がベルコシティホール川西(兵庫川西市)で営まれる
01/04	朝日新聞夕刊、読売新聞夕刊に故弘原海理事長の訃報掲載。時事通信、共同通信も訃報配信

01/05	故弘原海理事長の葬送式がベルコシティホール川西(兵庫川西市)で営まれる
01/05	産経新聞朝刊、毎日新聞朝刊、日本経済新聞朝刊に故弘原海理事長の訃報掲載
01/15	第10回理事会を開催(大阪淀川区・サムティフェイム新大阪)
01/15	故弘原海理事長が推薦文を寄せた田代明美著「震度7を生き抜くー大震災から命を守るために」(時空出版)出版
02/15	「日本地質学会 News」に能美監事が故弘原海理事長の訃報記事を寄稿
02/22	ytv 読売テレビ「かんさい情報ネット ten!」の「ニュース ten!特集」で『地震予知に挑んだ“異端”の科学者』として、故弘原海理事長の足跡を紹介
03/12	11日発生の東北地方太平洋沖地震について、理事会コメント発表
03/14	長野県北部などで地震活動が活発になっていることを受け、金沢、長野・松本両測定点の大気イオン濃度変化グラフサイトを特設
03/24	「アサヒ芸能」(徳間書店)の記事「M8.8 巨大地震が次に[3月中!]襲う場所 イルカ、メダカ…大量報告されていた『異常行動』『カラスが壁に激突して落下した』」で矢田理事長代行がコメント
03/25	日本情報地質学会学会誌「情報地質」に学会会長の西脇二一・奈良大学社会学部教授が故弘原海理事長の訃報記事を寄稿
03/27	「サンデー毎日」(毎日新聞社)の記事「ニッポン震撼ワイド 地震予知研究の“盲点” 3点同時地震」で担当者がコメント

(4) ウェブサイト閲覧者数記録

月	ヒット数	ユニーク数	備考
4月	359,885	75,378	
5月	315,677	72,388	
6月	295,712	64,419	
7月	386,597	73,394	
8月	347,726	69,397	
9月	333,861	66,939	
10月	330,006	67,620	
11月	213,653	48,879	
12月	151,213	37,562	
1月	168,736	35,636	
2月	302,216	54,999	
3月	4,029,233	504,531	東北地方太平洋沖地震
年度計	7,234,515	1,171,142	

(参考)

21年度計	15,578,305	1,984,048	
20年度計	6,887,758	1,178,172	
19年度計	5,447,611	800,600	
18年度計	5,360,145	665,571	

※ヒット数は閲覧総ページ数を、ユニーク数は閲覧者数を示す。

平成 22 年度特定非営利活動に係る事業会計収支決算書

(平成 22 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 3 月 31 日 まで)
 特定非営利活動法人 大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

科 目	予算額	決算額	増▲減	備考
事業活動収支の部				
I 事業活動収入				
1 入会金収入	10,000	13,000	3,000	
・会員入会費				
2 会費収入				
・会員年会費	1,500,000	897,636	▲ 602,364	
3 事業収入				
・講演会費	150,000	30,000	▲ 120,000	
・研究会出版物等	100,000	40,000	▲ 60,000	
4 寄付金収入	100,000	46,833	▲ 53,167	取材謝礼 中村和弘 ¥833 吉田博一 ¥5,000 市川喬子 ¥10,000 早川俊洋 ¥5,000 林由美 ¥1,000 長町圭子 ¥10,000 日本基督教団甲東教会 ¥5,000 寺本孝一 ¥10,000
5 雑収入	0	30,123	30,123	
6 借入機器	—	—	—	コムシステム(株) COM-3700×5 台
事業活動収入合計	1,860,000	1,057,592	▲ 802,408	
前期繰越収支差額	376,986	376,986	0	
収入合計	2,236,986	1,434,578	▲ 802,408	
II 事業活動支出				
1 事業費				
・大気イオン濃度測定器研究開発事業	415,000	321,490	▲ 93,510	
・全国的な大気イオン濃度測定事業	30,000	13,590	▲ 16,410	
・測定データのオンライン収集・処理・配信事業	400,000	380,781	▲ 19,219	
・研究成果の普及啓発事業(講演会)	30,000	0	▲ 30,000	
・研究成果の普及啓発事業(出版物)	0	0	0	
2 管理費				
・役員報酬	0	0	0	
・会議費	30,000	61,204	31,204	
・交通費	100,000	24,730	▲ 75,270	
・印刷製本費	50,000	48,427	▲ 1,573	
・通信費	200,000	177,612	▲ 22,388	
・通信設備費	0	0	0	
・人件費	20,000	14,000	▲ 6,000	
・光熱費	0	0	0	
・家賃	0	0	0	
・宿泊費	30,000	14,000	▲ 16,000	
・雑費	35,000	46,228	11,228	
・予備費	896,986	0	▲ 896,986	
事業活動支出合計	2,236,986	1,102,062	▲ 1,134,924	
事業活動収支差額(A)	0	332,516	332,516	
その他収支の部				
III その他収入				
1 借入金合計	0	0	0	
2				
その他収入合計	0	0	0	
IV その他支出				
1 固定資産取得支出	0	0	0	
2 借入金返済支出	0	0	0	
その他支出合計	0	0	0	
その他収支差額(B)	0	0	0	
当期収支差額(A) + (B)	0	332,516	332,516	
次期繰越収支差額	0	332,516	332,516	

貸借対照表

平成 23 年 3 月 31 日 現在

(資 産 の 部)

【流動資産】

現金・預金	332,516	
流動資産合計		332,516
資産合計		332,516

(負 債 の 部)

【流動負債】

短期借入金	0	
流動負債合計		0
負債合計		0

(資 本 の 部)

【余 剰 金】

当期末処理利益	332,516	
(うち当期利益)	(▲ 44,470)	
余剰金合計		332,516
資本合計		332,516
負債・資本合計		332,516

財 産 目 録

平成 23 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

特定非営利活動法人大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

<資産の部>

現金預金	332,516
------	---------

資産合計	332,516
------	---------

<負債の部>

短期借入金	0
-------	---

負債合計	0
------	---

差引純資産合計	332,516
---------	---------

利益金処理計算書

【当期末処理利益】	332,516
【次期繰越利益】	<u>332,516</u>

上記のとおりご報告申し上げます。
平成 23 年 4 月 25 日

特・大気イオン地震予測研究会
理事長代行

矢 田 直 之

監査の結果、いずれも適法かつ妥当であることを認めます。
平成 23 年 4 月 25 日

監 事 能 美 洋 介

第 2 号議案 平成 23 年度事業計画案ならびに収支予算案の承認を求める件

定款第 23 条第 4 号にもとづき、平成 23 年度事業計画案および収支予算案の承認を求めます。

事 業 計 画 書

(第 8 期)

自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 24 年 3 月 31 日

特・大気イオン地震予測研究会
兵庫県川西市緑台 5-1-43

平成 23 年度事業計画書

特定非営利活動法人 大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

1 事業実施の方針

前年度と同様の方式で、今年度も観測点をさらに増設し、観測点ネットワークを充実させる。地震発生が盛んな地域を選んで多地点観測を行い、大気イオン濃度の前兆的变化が検証可能か、また大気イオンの発生源が推定可能かどうかを検討する。その他、研究会会員には各地の測定情報及び危険推定地域の配信を行う。

普及、広報活動では、従来通りに「大気イオン地震予測法」の基礎を前年度の研究成果をふまえてまとめ、学会等で発表するとともに、研究会や市民サークル等で講演活動を行う。また、マスメディアを通じた広報活動にも務める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
大気イオン濃度測定器研究開発事業	環境大気中のイオン濃度を正確に測定でき、なおかつ一括送信できるシステムの改良、開発及びメンテナンス	前年度より継続	東京都昭島市松原町・コムシステム株式会社、神奈川県厚木市下荻野・神奈川工科大学工学部	8名	大気イオン地震予測研究会に 関心のある者 不特定多数	150
全国的な大気イオン濃度測定事業	各地に設置した大気イオン濃度測定器の計測を行う	前年度より継続	大気イオン濃度測定器設置場所	45名	大気イオン地震予測研究会に 関心があり協 力してくれる 者不特定多数	30
測定データのオンライン収集・処理・配信事業	各地の大気イオン濃度測定器データをインターネットで収集し、その測定データと前年度のデータから発生源を見極め、インターネット上で公開	前年度より継続	大阪市西区江戸堀・本法人大阪事務所	24名	大気イオン地震予測研究会 e-PISCOの会 員およびデー タ提供を希望 する者不特定 多数	400

研究成果の普及啓発事業(大気イオン地震予測研究会 e-PISCO講演会)	大気イオンと地震との関係についてこれまでの研究成果を発表すると共に、大気イオン測定的重要性を述べ、測定器の普及に努める	前年度より継続	全国各地	5名	大気イオン地震予測研究会 e-PISCO講演参加者	30
研究成果の普及啓発事業(大気イオン地震予測研究会 e-PISCO出版物)	前年度の研究成果による「大気イオン地震予測法」の基礎をまとめ、その原理と応用のための解説書を発行する	前年度より継続	大阪市西区江戸堀・本法人大阪事務所	1名	出版物(約1万部発行予定)の読者不特定多数	0

平成 23 年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

(平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 24 年 3 月 31 日 まで)

特定非営利活動法人 大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

科 目	22 年度決算額	23 年度予算額	増▲減	備考
事業活動収支の部				
I 事業活動収入				
1 入会金収入	13,000	30,000	17,000	@1,000 円×30 人
・ 会員入会費				
2 会費収入				
・ 会員年会費	897,636	1,200,000	302,364	正会員 @5,000 円×220 人 賛助会員 @10,000 円×10 口
3 事業収入				
・ 講演会費	30,000	100,000	70,000	
・ 研究会出版物等	40,000	50,000	10,000	
4 寄付金収入	46,833	50,000	3,167	
5 雑収入	30,123	0	▲ 30,123	
6 借入機器	—	—	—	コムシステム(株) COM-3700×5 台
事業活動収入合計	1,057,592	1,430,000	372,408	
前期繰越収支差額	376,986	332,516	▲ 44,470	
収入合計	1,434,578	1,762,516	327,938	
II 事業活動支出				
1 事業費				
・ 大気イオン濃度測定器研究開発事業	321,490	150,000	▲ 171,490	
・ 全国的な大気イオン濃度測定事業	13,590	30,000	16,410	
・ 測定データのオンライン収集・処理・配信事業	380,781	400,000	19,219	
・ 研究成果の普及啓発事業 (講演会)	0	30,000	30,000	
・ 研究成果の普及啓発事業 (出版物)	0	0	0	
2 管理費				
・ 役員報酬	0	0	0	
・ 会議費	61,204	60,000	▲ 1,204	
・ 交通費	24,730	50,000	25,270	
・ 印刷製本費	48,427	100,000	51,573	
・ 通信費	177,612	200,000	22,388	
・ 通信設備費	0	0	0	
・ 人件費	14,000	20,000	6,000	
・ 光熱費	0	0	0	
・ 家賃	0	0	0	
・ 宿泊費	14,000	30,000	16,000	
・ 雑費	46,228	50,000	3,772	
・ 予備費	0	642,516	642,516	
事業活動支出合計	1,102,062	1,762,516	660,454	
事業活動収支差額 (A)	332,516	0	▲ 332,516	
その他収支の部				
III その他収入				
1 借入金合計	0	0	0	
2				
その他収入合計	0	0	0	
IV その他支出				
1 固定資産取得支出	0	0	0	
2 借入金返済支出	0	0	0	
その他支出合計	0	0	0	
その他収支差額 (B)	0	0	0	
当期収支差額 (A) + (B)	332,516	0	▲ 332,516	
次期繰越収支差額	332,516	0	▲ 332,516	

第3号議案 役員改選の件

現役員については、平成23年6月3日に任期満了となります。定款第23条第6号にもとづき、以下のとおり次期役員承認を求めます。

役名	氏名	住所又は居所	選任区分	備考
理事	あらい 新井 ふみお 典夫	長野県松本市	再任	理事 平成16年4月7日～現在 (有)A&A 構造研究所 代表取締役
理事	やだ 矢田 なおゆき 直之	東京都町田市	再任	理事 平成20年4月1日～現在 (副理事長 20年10月4日～現在) (理事長代行 23年1月3日～現在) 神奈川工科大学工学部機械工学科 准教授
理事	かわはら 村 敏幸	高知県香美市	新任	高知工科大学ナノテクノロジー研究所 助教
理事	ひらい 平井 しんじ 紳二	奈良県生駒市	新任	NPO 法人日本防災士会 奈良県支部 幹事
監事	のうみ 能美 ようすけ 洋介	岡山市中区	再任	理事 平成16年4月7日～20年6月28日 (副理事長 16年4月7日～19年6月3日) 監事 平成20年6月29日～現在 岡山理科大学総合情報学部生物地球システム学科 准教授

第4号議案 定款改正の件

定款第23条第1号の規定にもとづき、以下のとおり定款改正の承認を求めます。なお、定款第51条の規定により、定款の変更には、総会に出席した正会員の4分の3以上の賛成が必要となります。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市江戸堀1丁目4番21号日宝肥後橋中央ビル3階4号に置く。</p> <p>2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を神奈川県厚木市下荻野1030番地神奈川工科大学工学部機械工学科に置く。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県川西市緑台5丁目1番地43に置く。</p> <p>2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府大阪市江戸堀1丁目4番21号日宝肥後橋中央ビル3階4号に置く。</p>
<p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>

第5号議案 東日本大震災にともなう年会費免除の件

東日本大震災の被災地にお住まいの会員にたいする年会費を免除するための特例規定の承認を求めます。

東日本大震災にともなう会費納入の特例措置にかんする規定

(目的)

第1条 この規定は、東日本大震災の被災地に在住する会員にたいして、特定非営利活動法人 大気イオン地震予測研究会 e-PISCO 定款第8条の規定に基づく会費の納入を免除する特例措置を定めることを目的とする。

(適用地域)

第2条 この規定は、登録している住所が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県および茨城県にある者に適用する。

(適用期間)

第3条 この規定の適用期間は、平成23年度とする。

(適用期間中の権利義務)

第4条 特例措置の適用を受けている期間中は、会費の納入を除き会員としてのその他の権利義務を継続するものとする。

附則

1 この規定は、平成23年度通常総会における議決の日から施行し、平成23年4月1日に遡及して適用する。

特定非営利活動法人
大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 大気イオン地震予測研究会 e-PISCO という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県川西市緑台5丁目1番地43に置く。
2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府大阪市西区江戸堀1丁目4番21号日宝肥後橋中央ビル3階4号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、将来発生する大地震に対して、大気イオン濃度を多地点で観測し、市民による宏観異常現象(地震前に起こる精密機器によらないでも感知できるような前兆現象)報告や地震活動図などを総合分析した地震危険性を予測する事業を行い、市民の予知・防災に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 環境の保全を図る活動
(2) 地域安全活動
(3) 情報化社会の発展を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1) 大気イオン濃度測定器研究開発事業。
(2) 全国的な大気イオン濃度測定事業。
(3) 測定データのオンライン収集・処理・配信事業。
(4) 研究成果の普及啓発事業。
(5) その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」

という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。
2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及びその他の会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
- (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の

財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、

次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 助成金・寄付金品
- (4) その他

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、事業年度毎に理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、学校法人加計学園岡山理科大学に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 弘原海 清
副理事長 能美 洋介
理 事 原口 竜一
“ 西橋 政秀
“ 新井 典夫
“ 中村 大一
“ 横山 慶三
監 事 三木 幸蔵
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 5 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
入会金 1,000 円 年会費 5,000 円
 - (2) 正会員 (学生・65 才以上)
入会金 1,000 円 年会費 3,000 円
 - (3) 賛助会員
入会金 1,000 円 年会費 10,000 円/
一口以上

これは内閣府より認証を受けた当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人
大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

理事長 弘原海清

MEMO

特定非営利活動法人
大気イオン地震予測研究会 e-PISCO
事務局

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目4-21
日宝肥後橋中央ビル 304号

Tel/Fax 06-6444-3781

電子メール npo@e-pisco.jp